

輪島市監査公表第9号

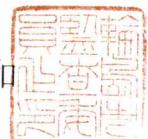
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月31日（水） 土木課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○法律改正に伴い橋梁の点検が5年に1度義務化されている。今年度が最終年度であり市内439か所の点検を終えた。今後は道路施設のみならず河川の護岸や急傾斜地等の砂防系施設の長寿命化も重要である。国土強靭化対策として市町村の施設点検に要する経費等についても国・県等の財源措置が望まれる。

○除雪業務については、山間部などで市内土木業者の減少に伴い早朝から素早く除排雪作業が終了しない状況がある。このため市では市内の地区・町内会が小型除雪機を購入する際、補助制度を設けており広く周知が必要である。

○道路台帳整備や除雪計画の見直し等、積極的に進め災害に強いまちづくりの実現に努力していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。